

財団法人名古屋国際センターと愛知大学との連携・協力に関する覚書

財団法人名古屋国際センター（以下「甲」という。）と愛知大学（以下「乙」という。）とは、相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、多様な分野で協力していくための覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は甲と乙とが包括的な連携・協力のもと、グローバル化の時代における名古屋の国際化、特に篠島地区における国際歓迎・交流拠点の形成とそのための人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 多文化共生
- (2) 留学生支援
- (3) 地域の国際協力
- (4) 上記(1)～(3)にかかる人材育成
- (5) その他必要と認める事項

（連携・協力協議会）

第3条 前条の事項を具体化するために、甲、乙は「連携・協力協議会」を設置して、定期的に協議を行う。この協議会の構成、運営等については別に定める。

（期間）

第4条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、この覚書の有効期間満了の2か月前までに、甲、乙のいずれかからも改廃の申し入れがない場合には、自動的に更新される。

本覚書は2通作成し、甲、乙がそれぞれ1通を保有する。

平成20年10月8日

（甲）

名古屋市中村区那古野一丁目47番1号

財団法人名古屋国際センター

理事長 鈴木 勝久

鈴木 勝久



（乙）

豊橋市町畠町字町畠1-1

愛知大学

学長 佐藤 元彦

佐藤 元彦

